

くれ

886号
2020年6月23日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



格差是正を求め

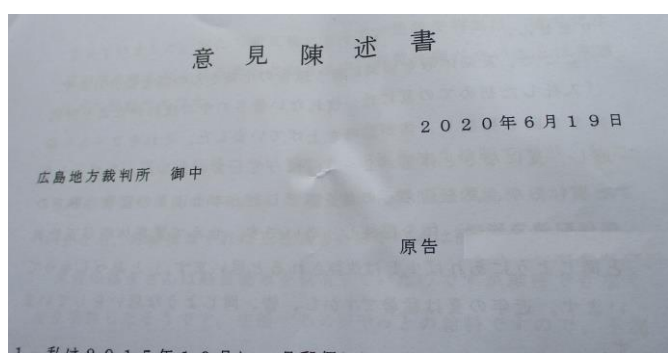
第1回公判

6月19日(金) 午前10時10分、広島地方裁判所304法廷にて、格差是正を求める裁判が開廷した。

コロナ禍で一度は延期され、傍聴席数の規制が行われた中での公判となった。

この裁判は全国で154名が集団提訴して、注目を集めている。

開廷され、原告の代表が意見陳述した。
正社員と同じ仕事をし



【裁判所に意見陳述書を提出】



【郵政ユニオン集団訴訟報告集会】

て、どうしてこんなに格差があるのか。

・祝日に非番日を割り当てられる事や出勤しても手当が異なる差

・夏期冬期休暇や有休の病気休暇の有無の差

・月給や時給、賞与の差

多くの格差がある中でも、仕事のやり甲斐など、責任感を持って仕事をしている事が伝わる内容だった。

裁判での訴えを起こしたのは154名であるが、非正規の待遇改善は非正規社員の想いそのもの。

会社側も労契法20条に基づき不公正であったと認め、原告だけでなく、非正規社員全員に救済する事で、社員を大切にすることを示す事ができる良い機会となる。

次回公判は9月11日(金) 午前11時30分5号法廷の予定。

今回の陳述に対する会社側の返論が行われる。

事実認めて誠意を

かんぽの不公正営業が報道されても、しばらく会社は不正の事実を認めなかった。

また営業実績によって社員を差別し、アメとムチを使い、不公正営業を助長した事は報告書でも指摘されている。

不適正営業の事実を認めれば、不正をしたのは社員と突き放した対応は、社員の不信感を高めた。

その結果、渉外担当の中には、早期退職や転籍で元の職場から離散し、渉外担当者は減少している。

会社が模範とすべき社員として表彰した社員は、一変して、処罰の代表となった感否めない。

会社の制度や管理者に落ち度があった事は明白だが、現場が責任を取らされるなら、組織は変わらな

い。おかしな事や間違いを認めて対応しなければ、改善などできないからだ。

事実、労契法20条に基づき裁判となり、高裁で違法と判決されても非を認めない会社は法令順守を

実行できていない。

コンプライアンスの徹底を表明しても、会社が守れていない事を社員に求めている事はどうか。

非正規社員の救済を表明する事こそ、誠意ある未来のある会社に繋がる道であろう。

裁判の推察

4月から同一労働同一賃金を実施されているが、現在の会社の対応では、今後も裁判に発展する事案が続く可能性が高い。

裁判が始まったが、和解などで早期解決できなければ、終審するまでは相当な期間がかかるのが一般的である。

しかし、今回の集団訴訟は、判決までの期間が短くなる。

先行する裁判が大坂高裁、東京高裁で行われ、上告した結果、最高裁判所

の判断が待たれているからだ。

最高裁判所の判決は、他の裁判判断に判例としての効果を持つ。

最高裁判所が判断すれば、今回の集団訴訟でも、同様の判決となる。

それが、判決までの期間が短い根拠となっている。今後は労契法20条で争う可能性は低い。

同一労働同一賃金のガイドラインの適用が始まっているからだ。

このガイドラインの判断が今後の裁判で争われる事は間違いない。

すべての労働者が安心して働ける職場をつくらう

・非正規社員の正社員化と均等待遇を勝ち取ろう
・反戦・反核・脱原発の平和な社会をめざそう
のスローガンを掲げるユニオンのたたかいは続く。

今後の予定

- 7月12日(日) 10:00~
第9回中国地方大会
中区福祉センター
- 7月14日(日) 17:00~
第10回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 7月14日 予定